

船荷証券の電子化についての主な検討事項

第1 主な検討事項

1 船荷証券の現状の確認

○ 船荷証券が発行される国際海上運送フローの整理

→ **別紙1**

- ・ 各関係者が船荷証券をどのように利用しているのか。
- ・ 船荷証券に記載される情報はどのように集められ、どのように船荷証券が発行されるのか。
- ・ ほかに想定される場面（運送品の転売など）はあるか。

○ 船荷証券の利用状況

→ 平成22年に行われた調査研究では、各運送書類の利用状況は、船荷証券37.9%，海上運送状41.9%，サレンダーB/L（注）20.2%であった。

（注）サレンダーB/L（元地回収船荷証券）

元地回収船荷証券（サレンダーB/L）とは、近時の実務においてみられる取扱いであるが、運送人が船積地で荷送人に船荷証券を交付した後、直ちにこれを回収し、「回収済み（Surrendered）」の旨を記載した上で、荷送人にファクシミリ送信等をするものであり、その転送を受ける荷受人は、船荷証券と引換えでなく、運送品の引渡しを請求することができる。

- ・ 更なる調査が必要か。必要であるとすれば、どのような調査をするのがよいか。

○ 船荷証券に関する国際条約の存在

→ ①ハーグ・ルール、②ハーグ・ウィスビー・ルール（注）、③ハンブルク・ルールの存在

（注）我が国の商法は、②ハーグ・ウィスビー・ルールを国内法化したもの。

→ **別紙2**

- ・ 条約との関係で、船荷証券そのものを電子化することは許されるか。

（参考）手形法はジュネーブ統一手形条約に基づいて制定されたものであるところ、手形の無券面化は同条約を破棄しない限り困難との整理に基づき、電子記録債権法が制定されている。

2 準拠法の問題

- 船荷証券の物権的効力の準拠法に関する考え方の整理
 - 別紙3
 - ・ 船荷証券が発行される国際海上運送をめぐる法律関係を検討するに当たり、ほかに検討すべき単位法律関係はあるか。
- 船荷証券の電子化との関係で整理すべき問題点
 - ・ 船荷証券が発行される国際海上運送をめぐる法律関係に係る準拠法に関する考え方につき、船荷証券が電子化された場合にどのような影響があるか。
 - ・ 日本法が準拠法として適用されるのは、どのような場面か。

3 船荷証券の電子化に関する国際動向等

- サービス提供業者による規約に基づく船荷証券記載情報の電子的取扱い
 - 別紙4
- 諸外国（主要海運国）における立法の動き
 - 別紙5
 - ・ 更なる調査が必要か。必要であるとすれば、どのような調査をするのがよいか。
- 国際動向
 - ① ロッテルダム・ルールズ（8条、9条、10条）
 - ② UNCITRAL MLET
 - ICC, WTO等による調査研究
 - ⇒ Ex. 機能的同等性：单一性、支配可能性（信頼性）、完全性（信頼性）
 - 別紙6
 - 別紙7

4 船荷証券を電子化する場合についての制度設計の具体的な内容

- 電子記録債権法（注）に倣った制度とする方法
 - (注) 電子記録債権法

磁気ディスク等をもって電子債権記録機関が作成する記録原簿への電子記録を債権の発生、譲渡等の効力要件とする電子記録債権について規定するとともに、電子債権記録機関に対する監督等について必要な事項を定めるもの。
- ロッテルダム・ルールズやUNCITRAL MLETに倣った制度とする方法
 - ・ 認証機関を設けるべきか。

第2 今後の進行について

1 船荷証券の現状の確認

- 船荷証券が発行される国際海上運送フローのブラッシュアップ
- 船荷証券の利用状況の調査

2 準拠法の問題

- ・ 国際私法の研究者からのヒアリング等を行ってはどうか。

3 国際動向の調査

4 日本法で電子船荷証券を法制化した場合にどのように利用されることになるか。

- ・ 想定される具体的な事例を挙げて議論してはどうか。

5 具体的な制度設計の更なる検討